

上州高山村ふるさと祭りについて

開催日 8月11日(火・祝)

「上州高山村ふるさと祭り」は、村民皆さまに夏の風物詩として親しまれ、今夏で43回目を迎えます。花火大会やお笑いライブなど、さまざまな企画をご用意して、皆さまのご来場をお待ちしております。

高校生ボランティア募集

お祭り前日と翌日にお手伝いいただける学生さんを募集しております。

- **募集内容**：①事前準備作業 8月10日(月) 午前9時～12時(お弁当付き)
②片付け作業 8月12日(水) 午前9時～12時(お弁当付き)

● **募集人数**：各4名程度

※参加いただいた方には、ボランティア証明書を発行いたします。



花火打ち上げ場所および駐車場について

当日の駐車場は右図のようになります。

お祭り当日は、シャトルバスを運行いたします。

皆さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、花火大会の実施とともに来場者の方々の安全確保のため、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。



《お問い合わせ先》

ふるさと祭り実行委員会事務局
高山村役場 地域振興課
☎0279-26-7944(直通)



国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせを交付します

現在交付されている国民健康保険被保険者証または資格確認書の有効期限は、令和8年7月31日(金)までとなっています。

令和8年8月1日(土)からは、マイナ保険証(健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード)をお持ちの方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を7月下旬頃にご自宅へ郵送いたします。

医療機関等を受診する際には、マイナ保険証をお

持ちの方は、引き続きマイナ保険証をご利用いただき、マイナンバーカードの保険証利用未対応の医療機関等を受診する場合等は、資格情報のお知らせをマイナンバーカードと一緒に窓口に提示してください。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書を提示していただきますようお願いいたします。

なお、有効期限切れの被保険者証または資格確認書は、役場住民課へご返却いただくか、ご自身で破棄していただきますようお願いいたします。

●マイナ保険証を利用すると次のようなメリットがあります。

- 本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、過去の薬剤情報等を医療関係者に共有し重複投薬や併用禁忌を回避するなど、データに基づいたより良い医療を受けることができます。
- 事前の手続きなく高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線61)

国民健康保険限度額適用認定証の更新手続きのお知らせ

国民健康保険では、医療費が高額になる場合に「限度額適用認定証(非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)またはマイナ保険証(健康保険証利用登録が済んでいるマイナンバーカード)」を提示すると、医療機関等での窓口の支払いが自己負担限度額までになります。

現在、限度額適用認定証の交付を受けている方は、有効期間が令和8年7月31日(金)までとなっていますので、**8月以降も引き続き必要な場合は、**

高山村役場住民課で更新の手続きをお願いします。ただし、マイナ保険証をご利用の方は、手続きは不要です。

なお、限度額適用認定証またはマイナ保険証を提示せずに自己負担限度額を超える医療費を負担した場合は、高額療養費として支給されます。該当となる方には通知(はがき)を送付しますので、医療機関等の領収書、振込先口座のわかる通帳等をお持ちのうえ、住民課窓口で手続きをお願いします。

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線61)

福祉医療費受給資格者証(ピンクのカード)についてご確認をお願いします

福祉医療費制度は、子ども・重度心身障害者・高齢重度障害者・ひとり親家庭等(※婚姻届は出していないなくても内縁関係等にある方がいる場合は対象となりません)の方が、医療機関等でかかった医療費の保険診療自己負担分を村と県が負担する制度です。

将来にわたり制度を維持していくため、制度の仕組みや目的などをご理解のうえ、適正受診にご協力をお願いします。

●受給資格者証の使い方について

県内 医療機関等の受付窓口でマイナ保険証または資格確認書と一緒に「受給資格者証」(ピンクのカード)を提示してください。保険診療自己負担分が無料となります。

県外 医療機関等で自己負担分をいったんお支払いください。後日、領収書(診療点数または診療内容のわかるもの)、振込口座が確認できるもの、マイナ保険証または資格確認書、「受給資格者証」を役場窓口へご持参のうえ、給付申請の手続きを行ってください。

※福祉医療費制度は他法他制度優先としています。公費医療や日本スポーツ振興センター災害共済給付なども利用できる方は、申請を行い、受診の際は福祉医療費制度との併用にご理解とご協力をお願いします。

※受給資格に変更が生じたときは変更手続きが必要となりますので、届出をしてください。

- 氏名、住所(転居等)の変更
- 加入している医療保険の内容に変更があったとき

※一部の医療機関等※でマイナ保険証を福祉医療費受給資格者証(ピンクのカード)として利用することができるようになりました。

- PMH(Public Medical Hub)に対応している県内の医療機関で利用することができます。対応している医療機関については、医療機関等や役場住民課にお問い合わせいただくか、デジタル庁のホームページで確認することができます。
- ご利用にあたっては、マイナ保険証の利用登録が必要です。
- 現在お持ちの受給資格者証(ピンクのカード)は、引き続き利用することができます。

●受給資格者証の有効期間・認定更新について

現在お持ちの「受給資格者証」の有効期間が満了する方で、支給対象と認められた方には更新手続きの案内を送付いたします。引き続き「受給資格者証」の交付を希望される方は、申請をしてください。

重度心身障害者・高齢重度障害者

受給資格対象者本人および配偶者・扶養義務者が所得制限基準額を超える場合は対象になりません。

所得額を確認するため毎年手続きが必要です。

ひとり親家庭等

所得税額によって「福祉医療受給資格者証」の番号が変わります。

所得税額を確認するため毎年手続きが必要です。

※次の場合は、有効期間に関わらず資格がなくなりますので「受給資格者証」を返却してください。

- 村外へ転出したとき
- 受給資格に該当しなくなったとき(有効期間の満了を含む)

《お問い合わせ先》

群馬県 国保医療課 ☎027-226-2677
高山村役場 住民課
☎0279-63-2111(内線66)

農地の利用状況調査を実施します

農業委員と農地利用最適化推進委員が中心となり、8月から9月にかけて農地の利用状況について現地調査を行います。

現地調査の際には、農地への立ち入りやお話を伺う場合がありますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

なお、調査の結果、雑草繁茂等で農地が適正に管理されていない場合は、所有者の方に農業上の適正かつ効率的な維持管理を図るよう通知をいたします。

【農地の利用意向調査】

「農地の利用状況調査」の結果、農業上の適正かつ効率的な維持管理がなされていない農地は、「農地の利用意向調査」の対象となり、所有者に対して通知いたします。

この利用意向調査では、農地中間管理機構などを利用した農地の貸し付けを行うか、あるいはご自身で耕作等を行う意思があるかなどをお伺いします。

農地を所有・管理をする方は、定期的な適正管理にご協力をお願いします。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

農地を適正に管理しましょう

農地に雑草が生い茂ると、さまざまな問題が発生します。

雑草が伸びてからの草刈りはとても大変ですので、農地などを所有・管理する人は、定期的な草刈りをして、近隣住民の安全と生活環境を損ねないためにも、責任をもって適正管理にご協力をお願いします。

農地所有(管理)者の皆さまへ

農地は、普段から定期的に管理を行わないと次のような問題発生につながる恐れがあります。

- ・病虫害の発生原因
- ・イノシシやシカなど有害鳥獣の潜入
- ・産業廃棄物等の不法投棄
- ・景観の悪化
- ・隣接地との問題発生

農地を自分で管理できない場合

高齢や所有者が遠方にいる場合などの理由で、自身で農地を管理(草刈り等)できない場合は、シルバー人材センター(高山村社会福祉協議会内 ※有料)などの事業者を利用する方法もあります。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

群馬県生活困窮者自立相談支援事業 高山村 生活・就労・居住相談会

生活に困窮している方のためのワンストップ(高山村行政・社協、ハローワーク、生活困窮者自立相談支援機関)での相談会を下記により開催します。

「就労」や「居住(お住まいの場所など)」または「生活(家計や借金など)」に関する問題でお困りの方は、お気軽にご参加ください。

- 開催日 令和8年8月5日(水)
- 時間 午後1時30分～午後3時30分
- 会場 高山村保健福祉センター
保健センター室

主催：群馬県、群馬県社会福祉協議会
共催：群馬労働局、ハローワーク、高山村、高山村社会福祉協議会

《お問い合わせ・予約先》

高山村社会福祉協議会 ☎0279-63-2075
東吾妻町社会福祉協議会 ☎0279-68-2772
群馬県社会福祉協議会 ☎027-212-0011

事前
予約制

8月3日(月)までにご予約ください。(当日受付も可能ですが、お待ちいただくことがあります。)なお、事前予約された方には、粗品を進呈します。

喫茶すまいる

～みんなが笑顔になれる居場所～

高山村社会福祉協議会では、「喫茶すまいる」を開催いたします。

たまには、ひと息入れながら仲間とおしゃべりをしたり、悩みごとを共有したり、ボランティアをしたい方やボランティアを必要とする方、誰でも気軽に交流できる、心地よい居場所を心掛けています。皆さまのお越しを美味しいコーヒーと一緒にお待ちしております。

●開催日

令和8年
7月24日(金) 午後1:30～3:00
8月28日(金) 〃
9月18日(金) 〃

●場 所 交流施設 なごみ

●参加費 無料

※送迎をご希望される場合は、予約連絡をお願いします。

買い物支援事業のご案内

高山村社会福祉協議会では、毎月買い物支援事業を実施しております。日常的な買い物に困難を抱えている方、または地域交流を兼ねながら参加してみたい方、ぜひご利用くださいますよう、お知らせいたします。

●期日・方面

令和8年7月6日(月) 中之条町(ヤオコー・マツキヨ)
8月3日(月) 沼田市(フレッセイ・セキチュー)
9月7日(月) 中之条町(ヤオコー・マツキヨ)

●買い物時間 午後2時～3時頃まで

●送迎

送迎につきましては、ご自宅付近を予定しております。

●参加対象者

- ①日常の買い物で不自由をしている方
- ②一人で車の乗降ができる方
- ③地域福祉事業に参加してみたい方

●申込み 実施日の1週間前迄にご連絡をお願いいたします。

●その他

- ①参加希望者が多い場合には、事務局にて調整させていただく場合がございます。
- ②状況により、行き先変更や中止となる場合がございますが、ご了承ください。
- ③エコバッグをお持ちの方は、ご持参ください。



この事業につきましては、共同募金の配分金が充てられる予定です。

《お問い合わせ先》 高山村社会福祉協議会 ☎0279-63-2075

高山村職員募集

高山村では、令和9年度に採用する職員を次のとおり募集します。

●採用予定人員

▷一般行政職…若干名

●試験期日・内容

▷第1次試験 9月20日(日)

- ・適性検査…職務への対応や対人間関係面での性格特性など職業生活への適応性
- ・教養試験…一般知識、文章理解、判断、数的推理、資料解釈に関する能力

▷第2次試験 10月下旬

- ・第1次試験の合格者にお知らせします。

●受験資格

▷一般行政職

昭和62年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者

●試験会場

▷高山村役場 2階大会議室

●申込み方法

▷申込用紙交付場所

総務課(ホームページからダウンロードしたもので可)

▷受付場所 高山村役場 総務課

▷受付期間 7月1日(水)から8月20日(木)まで

▷受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)

▷郵送による受け付け

郵便での受け付けを希望される場合は、簡易書留によるものとし、8月20日(木)の消印のあるものまで受け付けます。

●その他

こども性暴力防止法の施行予定に伴い、こどもと接する業務に就く可能性のある人に、性犯罪前科の有無を確認します。

《お問い合わせ先》 高山村役場 総務課 ☎0279-63-2111

医療用ウィッグ等の購入費を補助します

がん治療等に伴う経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上や就労などの社会生活を支援することを目的として、がん治療等に伴う外見の変化をカバーする補整用具の購入費用の一部を補助します。

がん以外の傷病(事故によるけがや熱傷、良性腫瘍等)や、先天性の身体欠損により補整用具を必要とする方も申請できます。

●対象となる人

- ・申請時点で高山村に住民登録をしている方
- ・治療等により補整用具を必要としている方
- ・申請時点で村税等の滞納がない方

●対象となるもの

- ・ウィッグ(かつら)、ウィッグ装着用ネット、毛付き帽子など
- ・胸部補整用具(ノンワイヤーソフトブラ、パッド、人工乳房など)
- ・エpiteーゼ(顔面・鼻・耳などの人工ボディパーツ)

※補助対象となるのは、補整用具を購入した日の翌日から起算して1年以内です。

●補助金額

- ・補助対象者1人につき2回まで申請できます。
- ・補助金額は、1回30,000円までです。ただし、購入金額が30,000円に満たない場合は、購入実費額とします。
- ※1回に複数の補整用具を購入した場合は、まとめての申請になります。

※他の補助金やクーポン、ポイントを利用した場合、その分は対象外とし、実際に支払った費用が対象となります。

●申請に必要な書類

- ・高山村医療用ウィッグ等購入費補助金交付申請書
- ・診断書、診療明細書などの写し
- ・補整用具の種類がわかる書類
- ・補整用具購入時の領収書の原本(宛名、購入日、補整用具名、購入額および発行元が分かるもの)
- ・本人が確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証等の写し)
- ・振込口座が確認できる書類の写し
- ・代理人申請の場合、委任状および代理人の本人確認ができるもの

●申請先

- ・申請に必要な書類をそろえて、高山村保健センター(高山村役場保健みらい課)へご持参ください。

《お問い合わせ・申請先》 高山村役場 保健みらい課(高山村保健福祉センター) ☎0279-63-1311

令和8年3月末 住民基本台帳登録人口しらべ 男・女別

行政区	男	女	計	世帯数	行政区	男	女	計	世帯数
原	204	179	383	149	北之谷	70	73	143	58
本宿	173	178	351	140	熊野	70	70	140	63
新田	224	245	469	202	梅沢	99	103	202	95
五領	112	103	215	93	梅沢 (おもてなし)	39	35	74	74
判形	236	264	500	215	茶屋ヶ松	24	31	55	30
役原	73	72	145	63	老人ホーム	22	26	48	48
関田	103	95	198	88					
戸室	88	101	189	71					
火の口	48	42	90	37					

令和8年3月31日

行政区	男	女	計	世帯数
合計	1,585	1,617	3,202	1,426
高山村大字中山	1,133	1,164	2,297	1,046
高山村大字尻高	452	453	905	380